

# 還付金の受領に関する委任状

令和 年 月 日

群馬県自動車税事務所長 あて

委任者(4月1日現在の納税義務者)

住所(所在地)
氏名(名称) 印
(領収証書原本を添付のうえ、認印を押印 ※シャチハタ等のゴム印不可)
(領収証書原本を添付できない場合は、印鑑登録証明書原本を添付し、実印を押印)
(委任者が法人の場合は、添付書類に関わらず、法人名及び代表者名を記入し、代表者印を押印)

私は、次の 自動車取得税・自動車税 に還付金が発生した場合は、下記の者に還付の一切の権限を委任します。

年度	平成	年度
登録番号	群・群馬 高崎・前橋	かな
還付金を受け取る方が記入してください。	住所 (所在地)	(〒 - )
	電話番号 (フリガナ)	( )
還付金の受け取り方法	氏名(名称)	
	還付金の受け取り方法を選択してください。	
	① 群馬銀行の本店・支店の窓口で受け取る。 (この方法は、群馬県内にお住まいの受任者のみが選択できます。)	
	② 口座振替により受け取る。 (以下に口座振替先を記入してください。なお、群馬県外にお住まいの受任者については、この方法しか選択できません。)	
金融機関名	銀行・金庫 組合・農協	本店 支店
口座番号	普通・当座	
預金名義人か	※ 受任者氏名(名称)と異なる名義の口座には支払できません。 ※ 全てカタカナでご記入ください。	
還付理由	廃車・重複納付	還付理由発生日 令和 年 月 日

添付書類 ① 群馬県税自動車税の領収証書原本(コピー不可)、又は印鑑登録証明書原本(コピー不可)

提出期限 還付理由の発生した日の属する月の末日締め切りです。

ただし、月末に還付理由が発生した場合は、翌月7日まで受理します。

提出先 群馬県自動車税事務所 TEL 027-263-4343  
〒371-8507 群馬県前橋市上泉町397-5

注意事項 ① 還付理由が異なるときは、還付できないことがあります。  
② 委任者欄は委任者が自署してください。  
③ 記載事項・添付書類に不備のあるもの、提出期限を過ぎて提出のあったものについては、受任者に還付できない場合があります。  
④ 引っ越し、結婚等により、委任者(納税義務者)の住所、氏名に変更があった場合は、住民票のコピー等、異動のわかる書類を添付してください。  
⑤ 提出の際には、申請者の本人確認をさせていただきますのでご了承ください。

受 付